



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（都市公園課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令…………… 5

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則…………… 5
- 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

告 示

沖縄県告示第366号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第241号	米ぬか油か す及びその 粉末	米ぬか油か す粉末	窒素全量 2.0 りん酸全量 5.0 加里全量 1.0	沖縄食糧株式会 社	沖縄県浦添市勢 理客四丁目4番 1号	令和8年8月25 日

沖縄県告示第367号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年8月7日から同月21日まで港川漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 八重瀬町字港川199番地 安里茂光、八重瀬町字長毛345番地県営長毛団地1-305号 上原清秀

- 2 加入区 港川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 港川漁業協同組合

沖縄県告示第368号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 大宜味村字根路銘地内及び名護市字源河地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年7月9日から令和2年5月8日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市北東部
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年7月1日から同年12月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年4月20日
(2) 商号名 丸長重機リース
(3) 代表者名 翁長朝計
(4) 所在地 中城村字新垣498番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12230号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
(2) 商号名 相互電気株式会社
(3) 代表者名 山城尚
(4) 所在地 那覇市松川3丁目19番34号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-27）第3784号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
(2) 商号名 株式会社高宝建設
(3) 代表者名 高良泰司

- (4) 所在地 伊是名村字諸見32番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第3882号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年3月26日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
 - (2) 商号名 株式会社琉球テクノ産業
 - (3) 代表者名 大瀨孫周
 - (4) 所在地 宜野湾市真志喜三丁目14番14号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第9022号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
 - (2) 商号名 有限会社大伸設備工業
 - (3) 代表者名 新里朝廣
 - (4) 所在地 うるま市字田場140番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第6597号、沖縄県知事 許可(般-28)第6597号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
 - (2) 商号名 有限会社太陽光沖縄
 - (3) 代表者名 宮城賢喜
 - (4) 所在地 沖縄市安慶田五丁目2番9号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第10771号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
 - (2) 商号名 東海空調サービス
 - (3) 代表者名 名嘉清治
 - (4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目31番9号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13591号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
 - (2) 商号名 有限会社与那嶺ダクト
 - (3) 代表者名 野本英司
 - (4) 所在地 宜野湾市大山七丁目4番17号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第1933号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月2日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
 - (2) 商号名 有限会社上地建設
 - (3) 代表者名 上地英睦
 - (4) 所在地 読谷村字楚辺1615番地1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第5082号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年4月21日
- (2) 商号名 第一工業株式会社
- (3) 代表者名 上里幸春
- (4) 所在地 沖縄市美原三丁目18番13号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第3734号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 宮古都市計画公園事業
- (2) 名称 9・6・1号宮古広域公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 宮古島市下地字与那覇仲子ク原、字与那覇子クラ原、字与那覇ヤーマゴ原及び字与那覇ミナアイ原地内
- (2) 使用の部分 宮古島市下地字与那覇大代原、字与那覇仲子ク原、字与那覇子クラ原、字与那覇ヤーマゴ原及び字与那覇ミナアイ原地内のうち、宮古島市所有の土地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月6日 沖縄県指令土第775号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里後原714番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武380番地1 喜屋武共同住宅2-G 赤嶺忍
- 5 検査済証番号 令和2年7月20日 第4673号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月3日 沖縄県指令土第411号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城前田原321番3の一部及び324番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字与那覇153番地2 社会福祉法人愛恵福祉会 理事長 照屋正起
- 5 検査済証番号 令和2年7月22日 第4674号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月17日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第7号

沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月7日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び第4項中「病院事業総務課長」を「人事労務管理室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年8月7日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月7日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和22年法律第25号」を「平成18年法律第120号」に改める。

別表第1 沖縄県立浦添商業高等学校の項中「総合ビジネス科」を「企業システム科」に、「情報処理科」を「ITビジネス科」に改め、同表沖縄県立沖縄水産高等学校の項中

専攻科	全日制	三年	海洋技術科 総合学科
		二年以上	漁業科 機関科
		二年	無線通信科

を

専攻科	全日制	三年	海洋技術科 海洋サイエンス科 総合学科
		二年以上	漁業科 機関科
		二年	無線通信科

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 沖縄県立浦添商業高等学校の総合ビジネス科及び情報処理科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、なお存続するものとする。

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月7日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 那覇学区の項中「西原高等学校の通学区域に」の次に「中城村及び」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--